

「相模原市水とみどりの計画・生物多様性戦略」策定支援業務委託仕様書

1 目的

本市では、緑地・水辺や生物多様性の保全に関する方向性を示した「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」(以下、「計画」という。)を策定し、各施策を推進している。当該計画は令和9年度に計画期間が満了となることから、社会情勢の変化、市内の環境変化、環境に対する現状の課題及び新たな課題やニーズ等への対応を踏まえた各種調査を行うとともに、「水とみどりの審議会」等からの意見を踏まえ、次期計画(令和10年4月から令和20年3月までの10年間で想定)の策定を行うことを目的とする。

2 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

3 業務対象地域

対象地域は、相模原市内全域とする。

4 業務内容

(1)計画準備

本業務の全体構成、調査・整理方法、作業工程等を検討し、業務計画書として整理する。

(2)次期計画の策定のための調査・分析

本市における緑地・水辺や生物多様性の保全に関する特色や課題等を整理するため、次の事項を調査・分析すること。

ア. 活動団体等の情報収集

NPO 法人等環境保全団体(森づくりパートナーシップ団体、さがみはら生物多様性ネットワーク加入団体、里地里山保全団体、ホテル舞う水辺環境保全団体等)における、生物多様性保全活動やネイチャーポジティブに貢献する取組の実施状況等の情報収集を図ること。なお、情報収集にあたっては、関係団体へアンケート調査を実施し、不明な点についてはヒアリング等により情報の正確性に努めること。収集した情報については、公開することを前提に情報を収集すること。

(参考)前回調査実施状況 アンケート調査 26団体、ヒアリング調査10団体

イ. 生物相調査

既存のデータや文献により収集・分析し、市内の生物多様性を保全・回復していく上で重要な場所や今後対策が必要なエリアの考え方を整理、検討する。

(ア)既存データの収集整理

市町史類、生物に関する各種調査報告書、博物館保有データ、環境保全団体

の取組・記録等を収集し、調査地点ごとの生物の生息・生育状況を整理する。

なお、生物目録は植物、哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、魚類、底生生物・軟体動物、昆虫類、クモ類、菌類を対象に整理を行い、希少種については「全国版レッドリスト」「神奈川県版レッドデータブック」に基づくカテゴリ、外来種については環境省生態系被害防止外来種リストに基づくカテゴリを記載する。

(イ)GIS データ整理

上記の(ア)の結果に基づき、GIS を用いてデータベースを構築する。なお、データベースの整理方法(調査地点(点情報又はメッシュ情報等)、生物分類等)については、発注者と協議の上、決定する。

(ウ)報告書作成

上記の(ア)～(イ)の結果をとりまとめた上で課題について整理し、市内の生物多様性を保全・回復していく上で重要な場所や今後対策が必要なエリアの考え方を整理、検討したうえで、次期計画における生物多様性の保全施策の提案を含む報告書を作成する。

ウ. みどりの実態調査

(ア)計画準備及び資料の収集整理

市所有の既存資料と合わせ、緑被地の抽出、緑被地区分データの作成に活用可能な資料の収集整理を行う。

(イ)緑被地抽出及び緑被地区分データの作成

収集整理した資料等により、市全域を対象として緑被地を抽出するとともに、緑被地の区分を行い、緑被地区分データを作成する。なお、緑被地最小抽出単位は100㎡とし、緑被地の区分は、「針葉樹林」、「広葉樹林」、「公園・民有地等の植栽地」、「草地・芝生地等」、「果樹園・種苗園等」及び「畑、水田」の6区分とする。

(ウ)集計及び解析

緑被地区分データに基づき、市全域、区別、旧市町別、まちづくりセンター別、用途地域別、公有地・民有地別、流域別等で緑被地区毎に集計し、地域の自然環境の指標として解析する。

(エ)緑被分布図の作成

市全域の緑被地分布図を作成する。

(オ)地表面温度図作成

市全域の季節(夏季、冬季)による地表面温度の違いを把握するため、できる限り直近の雲のない ASTER 画像等を入手し、地表面温度図等を作成する。

(カ)データベースの作成

上記(ア)から(オ)までに作成したデータ及び図面のほか、環境保全団体調査による市民活動拠点等も含め、みどりに関するデータベースとして作成する。

(キ)報告書の作成

上記(ア)から(カ)までの調査等の結果をとりまとめた報告書を作成する。
また、次期計画における、緑地の保全・緑化の推進に係る施策の提案資料も併せて作成する。

エ. 市民等の意向調査

施策への反映を目的として、アンケート調査結果を用いて市民、事業者が求めるニーズや課題を整理する。なお、アンケートについては別途市で委託を行う「第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託」で実施し、その調査結果を引用するものとする。

また、多様なステークホルダーからの意見聴取ができるような受託者の提案を求めるものとし、発注者と協議して決定するものとする。(活動団体、指定管理者、保育園、小学校、中学校、高校、大学など多様な主体から意見が把握できるような手法を提案すること。サンプル数は10種以上とすること。)

意見聴取する際には、その地域に固有の人と自然との共生の考え方や、生物多様性の豊かさに根ざした地域文化が重要であることから、このような視点を取り入れること。

(3) 課題の整理、目標設定及び施策の立案

現行計画に掲げている主な施策や取組などの進捗状況の把握と、(2)の調査・分析結果や社会状況の変化を踏まえ、本市が抱える課題の整理及び本市のめざす緑地・水辺や生物多様性の保全に関する目標の設定及び施策の立案を行うこと。

生物多様性の保全及び回復を計画的に進めるため、市域全体を対象として、生物多様性保全上の重要度に応じたゾーニングを行うこと。

ゾーニングにあたっては、植物・植生、鳥類、昆虫類(チョウ類、トンボ類、ホタル類等)、両生類、魚類・底生動物等の生物指標((2)ア、イの結果)を用いて総合的に評価すること。

評価に際しては、希少種の有無のみに依存せず、在来種の多様性、繁殖確認の有無、生息環境の質、河川・湧水・湿地・樹林地・農地等の連続性、生態系ネットワーク上の位置づけ、外来種の侵入状況、管理状況及び回復可能性等を考慮すること。

特に、河川、湧水、湿地、樹林地、農地、社寺林、学校・大学・企業緑地等については、それぞれの生物多様性上の価値に加え、生きものの生息拠点、移動経路又は飛び石としての役割を踏まえて評価すること。

評価結果に基づき、最重要保全区域、保全優先区域、回復優先区域、連結強化区域及び外来種重点対策区域の候補区域として整理すること。なお、各区域区分は排他的なものとし、同一区域が複数の区分に該当する場合は、その理由を整理すること。

GISデータの構築及び評価にあたっては、評価に用いた各種データについて、把握可能な範囲で、出典、調査年度、調査方法、空間解像度、位置精度、データの網羅性及び調査努力量の偏り等を整理すること。なお、これらの情報が不明な場合は、その旨を明記

すること。また、評価結果の解釈にあたって留意すべき不確実性や限界を整理すること。

抽出した各候補区域については、GIS上で可視化するとともに、区域区分、評価根拠、主な生物指標、主要な生息環境、外来種等の劣化要因、保全・回復・管理上の課題を整理し、次期計画における施策検討に活用できる形で取りまとめること。

(参考)

最重要保全区域:希少種、重要な在来生物群集、良好な植生、水辺・湿地環境等が確認され、生物多様性保全上、特に優先的に保全すべき区域

保全優先区域:良好な自然環境が残されており、在来種の生息・生育地又は供給源として重要な区域

回復優先区域:外来種の侵入、管理放棄、環境の単調化、人工改変等により生物多様性が低下しているが、再生により生物多様性の向上が期待される区域

連結強化区域:河川、緑地、農地、社寺林、学校・大学・企業緑地等をつなぎ、生態系ネットワークの形成に資する区域

外来種重点対策区域:外来種の侵入・拡大が確認され、生態系への影響が大きい又は周辺地域への拡散源となるおそれがある区域

(4)計画(素案)の作成

(3)を踏まえ、具体的な取組、評価指数、目標数値及び推進体制等を盛り込んだ、計画(素案)を提案し、発注者と調整の上で作成すること。なお、図やグラフ、他都市の先進事例のコラムを挿入するなど、読み手の可読性や視認性が高くなるよう工夫すること。また、併せて、計画概要版(素案)を作成すること。

(5)パブリックコメント資料の準備

パブリックコメントの配架資料として、(4)の計画(素案)(概要版を含む。以下同じ。)を準備すること。

(6)計画(完成版)の作成

パブリックコメントの意見を踏まえ、計画(素案)を修正し、計画(「概要版」を含む。)を作成すること。

(7)審議会等への参加・計画への反映等

発注者が開催する「水とみどりの審議会」に係る資料を作成するとともに、会議に出席すること。また、同審議会での意見等を踏まえ、必要に応じて、データ収集・分析等を行うとともに、計画に反映すること。なお、審議会の開催回数は、令和8年度に4回、令和9年度に4回を予定している。※ 資料作成に係る詳細は別途発注者が指示する。

(8)留意事項

計画の策定に当たっては、現行の計画、相模原市総合計画、相模原市環境計画及び他の部門別計画との整合を図ること。

5 想定スケジュール

内容	R8年度												R9年度													
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
計画準備	▶																									
調査・分析	活動団体等の情報収集	▶																								
	生物相調査	▶																								
	みどりの実態調査	▶																								
	市民等の意向調査											▶														
課題の整理及び目標設定及び施策の立案											▶															
計画（素案）の作成											▶											庁内調整（市）	▶		パブリックコメント（市）	
パブリックコメントの準備																					▶		▶			
計画策定																							▶			

6 納品物・納品期限

No.	納品物	形式・部数・仕様	納期限
1	生物相調査に係る調査報告書	・紙媒体各30部 ・電子データ (GIS データ含む)	令和9年3月 19 日
2	みどりの実態調査・解析等に係る調査報告書	・紙媒体各30部 ・電子データ	
3	環境活動団体及び市民意識調査結果	電子データ	
4	計画(素案)	電子データ	令和9年8月 27 日
5	計画概要版(素案)		
6	計画(素案) ※パブリックコメント用	紙70部(両面・白黒印刷) ※ 製本は必須ではないが、ホチキス止め等を行うこと	令和9年11月26日
7	計画概要版(素案) ※パブリックコメント用	紙210部(両面・白黒印刷) ※ 製本は必須ではない	

		が、ホチキス止め等を行うこと	
8	計画(完成版)	200 部(両面・カラー印刷) ※ 表紙・裏表紙はコート紙を使用し、製本すること	令和10年3月24日
9	計画概要版(完成版)		
10	審議会資料	紙・電子データ	審議会開催日の10日前まで

※ 納品場所は、水みどり環境課とする。

※ 納品期日前においても、随時、暫定版等の提出を求める場合がある。

※ 電子データは可能な限り Word・Excel・PowerPoint 形式とする。

※ 図面類の作成は、発注者とあらかじめ協議の上、地図情報(GIS データ)として作成すること。

7 実施体制

受注者は、本業務にあたり技術上・工程上の管理等を総括する者として管理技術者を定めるものとする。

また、管理技術者のほか、本業務に携わる技術者については、資格を証明する書類を市に提出後、本業務に着手するものとする。

8 業務完了報告書の納品

(1)業務終了後、速やかに業務完了報告書を電子媒体(1部)で提出すること。

(2)提出先は、水みどり環境課とする。

(3)発注者は業務の完了を確認するための検査を速やかに実施し、受注者は検査に合格しないときは、直ちに内容の訂正を行い、再検査を受けなければならない。

(4)受注者は、検査に合格したときをもって業務の履行を完了したものとする。

(5)受注者は、前号に規定する検査に合格したとき、契約金額の支払を請求することができる。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び記載事項に疑義が生じたときは、発注者との協議により定めるものとする。

以上